

埼玉県公安委員会告示第 297 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 103 条の規定による行政処分について公開による
聴聞を行うので、同法第 104 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 12 月 24 日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤 久仁恵

1 聴聞の期日

令和 8 年 1 月 14 日

2 聴聞の場所

埼玉県鴻巣市鴻巣 405 番地 4 埼玉県警察運転免許センター 4 階 聴聞室